

4 これまでの対応

(1) 警戒体制

- 5月19日 1:30 気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表
2:15 気象庁が箱根山噴火警報を発表
(警戒レベル2に引き上げ(火口周辺規制))
⇒県は直ちに警戒体制をとる（1個班参集）
県警察は災害警備連絡室を設置
- 2:28 県が関係機関（消防庁、自衛隊、県警察、市町村、協議会
構成機関等）に情報提供開始
- 7:30 箱根町が大涌谷園地への終日立入規制を開始
- 14:00 県庁で県危機管理対策会議幹事会を開催
- 16:00 温泉地学研究所で箱根山火山防災協議会幹事会を開催

(2) 記者発表

- 5月19日 5:30 警戒レベルの引き上げについて記者発表（県、町）
知事、町長メッセージの発表

(3) 広報

- 県・町のホームページ等で情報発信を実施
- 県ホームページのトップに、「ごくごく一部の限られたエリア」である旨を強調し、大涌谷園地への立入規制について掲載
- 県 Twitter で同内容を発信

(4) 関係機関の対応

- 箱根町が大涌谷につながる県道・三叉路（県道734号）から大涌谷方面への通行禁止
 - ・通行止め看板設置、バリケード封鎖
 - ・県道路情報板（電光掲示板）15箇所における交通規制の表示
 - ・箱根町による三叉路への監視員配置
- ロープウェイ全線運休 箱根ロープウェイ代行バスの運行（当分の間）
- 気象庁の機動観測班が現地調査